

令和4年度第1回三浦市社会福祉施設指定管理者選定委員会議事概要

日 時：令和4年8月8日（月）午後2時から午後2時50分まで

場 所：三浦市役所本館4階会議室

出席者：川松委員、石渡委員、石川委員、中村委員、大木委員

担当課：高梨市民サービス課長、一瀬市民相談GL

事務局：浜脇高齢介護課長、宮井高齢者支援GL

その他：星野副市長、中野保健福祉部長、瀬戸山市民部長

議事：

- 1 正副委員長の選出
- 2 諮問事項について
- 3 選定委員会の運営要領について
- 4 各施設の募集要項（案）について
 - (1) 三浦市老人福祉保健センター
 - (2) 三浦市火葬場
- 5 その他

1 正副委員長の選出

浜脇高齢介護課長

令和4年度第1回三浦市社会福祉施設指定管理者選定委員会を開催いたします。

本日は5名の委員のうち5名の委員にご出席いただいておりますので、三浦市公の施設指定管理者選定委員会条例第6条第2項の規定どおり過半数の出席をいただいておりますので、本会議が成立したことを報告いたします。

それでは、次第1の正副委員長の選出についてでございます。

三浦市公の施設指定管理者選定委員会条例第5条第1項に、委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選により定めることとされております。

各委員において、ご発言をお願いしたいと思います。

石川委員

委員長には川松委員、副委員長には石渡委員がよろしいと思います。

いかがでしょうか。

浜脇高齢介護課長

ただいま、石川委員からご発言がございましたが、他の委員さんからございますか。

他にないようでしたら、委員長に川松委員、副委員長に石渡委員をお願いするということよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

浜脇高齢介護課長

それでは、委員長を川松委員、副委員長を石渡委員にお願いいたします。

川松委員長、石渡副委員長、席の移動をお願いいたします。

浜脇高齢介護課長

これより、本委員会の議事進行におきましては、川松委員長にお願いいたします。

よろしくお願いいたします。

川松委員長

ただいま、委員長の職を仰せつかりました川松でございます。

三浦市社会福祉施設指定管理者選定委員会の議事運営にあたりまして、円滑な運営を図っていくために努力していく所存でございます。

委員のみなさんどうぞよろしくお願いいたします。

副委員長からもご挨拶をお願いします。

石渡副委員長

ただいま、副委員長の職を仰せつかりました石渡でございます。

本選定委員会の円滑な運営を図るため、委員長を補佐してまいりますので、委員のみなさんどうぞよろしくお願いいたします。

2 諮問事項について

川松委員長

それでは引き続き議事を進めさせていただきます。

次第2の諮問事項についてでございます。

事務局、お願いします。

浜脇高齢介護課長

それでは、副市長から委員長に対して諮問を行います。

《副市長から委員長へ諮問書を手交》

浜脇高齢介護課長

大変恐縮ではございますが、副市長におきましては、このあと他の公務がございますので、ここで退席させていただきます。

《副市長退席》

浜脇高齢介護課長

それでは、大変申し遅れましたが、ここで、事務局及び担当課職員の紹介をさせていただきます。

〈保健福祉部長、市民部長、高齢介護課長、高齢介護課GL、市民サービス課長、市民サービス課GLの紹介〉

川松委員長

では、事務局から各委員に諮問書の写しの配布をお願いします。

〈事務局諮問書配布〉

川松委員長

それでは事務局から読み上げをお願いします。

〈事務局諮問書読み上げ〉

川松委員長

本委員会では、「三浦市老人福祉保健センター」、「三浦市火葬場」の2施設の指定管理者の選定をまいりますので、委員のみなさんよろしくをお願いします。

3 選定委員会の運営要領について

川松委員長

つづきまして、次第3の選定委員会の運営要領について議題といたします。
事務局説明をお願いいたします。

浜脇高齢介護課長

お手元にお配りしました三浦市社会福祉施設指定管理者選定委員会運営要領をご覧ください。11条からなる要領となっております。

内容につきましては、第1条、趣旨、第2条、会議の非公開、第3条、会議開催の公表、第4条、傍聴人の決定等、第5条、傍聴席に入ることができない者、第6条、傍聴人の守るべき事項、第7条、写真、映画等の撮影及び録音等の禁止、第8条、傍聴人の退場、第9条、傍聴人への資料提供、第10条、議事録の公開、第11条、委員長への委任というかたちで要領を定めております。以上で説明を終わります。

川松委員長

ただいま事務局から説明がありましたが、ご質問等ある方はいらっしゃいますか。

(特になし)

川松委員長

それではこのとおりに選定委員会を運営してまいりますので、よろしく申し上げます。

ここから本委員会は、三浦市情報公開条例第18条及び三浦市社会福祉施設指定管理者選定委員会運営要領に基づき、公開とします。

川松委員長

傍聴人はいないようなので、次に進みます。

4 募集要項（案）について

川松委員長

つづきまして、次第4の各施設の募集要項（案）についてを議題といたします。

それでは施設ごとに担当課より説明いただきたいと思います。

まず三浦市老人福祉保健センターについて、高齢介護課より説明をお願いします。

浜脇高齢介護課長

それでは、三浦市老人福祉保健センター指定管理者募集要項（案）に基づいて、高齢介護課よりご説明いたします。1枚めくっていただきますと目次がございます。1の基本的な運営方針から16の問い合わせ先並びに別表のリスク分担を記載していません。

それでは各項目の内容について説明させていただきます。

1ページをご覧ください。「1 基本的な運営方針」としまして、(1)から(5)の方針としております。今回の運営方針では、(5)その他として、「本施設は、市の事情により指定期間中に公の施設として廃止することができることとします。この場合の取扱いは、協定書に基づき市と指定管理者との協議により決定します。」という文章を追加しています。

「2 施設の概要」につきましては、(1)施設名から(6)の備付備品までを明示させていただいております。

2ページをご覧ください。「3 指定管理者が行う業務」としまして、老人福祉保健センターで行っていただく業務等を5ページまで列挙させていただいております。

5ページをご覧ください。「4 指定管理業務に要する経費」でございます。「(1)指定管理料」の5年間の提案上限額は、空欄とさせていただいております。現時点での額が、131,679千円でございますが、現在調整中で若干変更する予定でございます。

この上限額については、後日、委員の皆さんにご連絡をさせていただき、ご承認をいただいたあとに上限額とさせていただきたいと考えています。この指定管理料は、今後、議会の議決を得て、これを確保し、年度ごとの支払額に関しましては、協定のなかで定めることとしております。

そのほか、「(2)利用料金制」から「(5)修繕・備品等の費用負担」について明

示しております。

6ページをご覧ください。「5 指定の期間」につきましては、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間でございます。

「6 管理の基準等」につきましては、主な関係法令を明示するほか、休館日や開館時間、また「(4) 利用料金の設定と減免」から「(10) 管理運営に必要な免許等」について明示しております。

8ページをご覧ください。「7 リスク分担」についてでございます。市と指定管理者のリスク分担を16ページから17ページに別表として明記しております。

「8 応募資格」としまして、応募できない者を(1)から(7)まで列挙させていただきます。

9ページをご覧ください。「9 応募の手続き」でございます。「(1) 申請期間及び受付場所」ですが、申請期間は、令和4年8月30日(火)から令和4年9月27日(火)までとしまして、受付場所は、本館1階の三浦市役所保健福祉部高齢介護課と明記させていただきます。

「(2) 提出書類」につきましては、「ア 指定管理者指定申請書」から「オ 誓約書」までを必要書類としましておの必要部数等を明示させていただきます。

11ページをご覧ください。「(3) 説明会の開催」ですが、令和4年9月9日(金)午後3時から、三浦市老人福祉保健センターで開催することとしました。なお、出席希望の連絡について、令和4年9月7日(水)正午までとさせていただきます。

「(4) 質問事項の受付」につきましては、メール又はFAXにより令和4年9月22日(木)正午まで質問を受け付けることとしております。

「(5) 費用の負担」につきましては、応募に要する経費は、応募者の負担としております。

「(6) 応募に関する留意事項」については、「ア 提出書類の変更の禁止」から「エ 虚偽の記載をした場合の失格」までとさせていただきます。

「10 選定方法」ですが、公募型プロポーザル方式を採用し、本委員会の会議にて指定管理者の第1次候補者及び第2次候補者を選定いたします。なお、本委員会の構成メンバーにつきましては、現在未記載というかたちになっておりますが、本委員会終了後、記載をし、公開させていただく予定でございます。

12ページをご覧ください。「(1) 選定基準」ですが、プレゼンテーションが行われたその日に各委員が採点するための基準及びその点数をアからオまで記載しております。

点数は、アからウまでは、10点、エは、50点、オは、20点となっております。エの経費の縮減が点数として高くなっております。この配分は、市の点数配分を基準としています。この選定基準については、次回の選定委員会で説明いたします。

「(2) 選定手続」については、担当にて応募資格について審査を行うとともに、プレゼンテーションを実施します。

「(3) 選定結果の通知及び公表」ですが、選定結果については、令和4年10月上旬までに応募者全員に対して通知するとともに、後日三浦市のホームページにおいて

公表します。

「(4) 第1次候補者が辞退した場合」ですが、第2次候補者と交渉を行う場合があることを記載しております。

13ページをご覧ください。「11 決定までのスケジュール」については、「(1) 募集要項の配布」を令和4年8月23日(火)から令和4年9月27日(火)までとし、「(2) 説明会」から「(9) 指定管理業務の開始」まで、ご覧のとりのスケジュールとなっております。

「12 指定管理業務に係る協定の締結」については、記載のとりの手法で行いません。

13ページから14ページの「13 事業実施状況の監視等」としまして、定期報告、市の状況確認、年1回の施設利用者のアンケート、場合によっては帳簿書類、その他の記録の提出を求めることがあること、また、議会から参考人として出頭を求められた場合は、応じていただくことを記載しております。また、14ページには、市の改善命令に対して改善の見込みがない場合には、指定管理業務の停止や指定の取り消しを行うことがあるということ、市等が開催する会議に出席を求めることを明示しております。

「14 その他」としまして、指定管理者が業務の継続が困難となった場合の措置について、また、業務の引継ぎ、その他の協議事項について記載しております。

15ページについては、「15 添付書類」及び「16 問い合わせ先」を記載しております。

以上で説明を終わります。

川松委員長

説明は終わりました。ただ今、担当課から説明いただきましたが、委員のみなさん、何かご意見等ございましたら、お願いいたします。

石川委員

何点かお聞きします。

3ページの「(9) センターの施設の維持管理に関する業務」の「ア 施設の日常管理、保全業務に関すること。」についてですが、募集要項(案)を見ると、機械警備は既に加算済みと見受けられます。これはどういうことでしょうか。

宮井高齢者支援GL

現在の老人福祉保健センターにおいて、外部に警備業務の委託をしております、次期指定期間においても、同様な取り扱いをするよう記載しているものです。

石川委員

それは、複数年契約の途中にあるイメージでよろしいでしょうか。委託料も確定しているのでしょうか。

宮井高齢者支援GL

はい、そのとおりです。

石川委員

現在の警備の業務委託契約が次期指定管理者にそのまま引き継がれて継続し、また、委託料を次期指定管理者が支払うのであれば、委託に係る金額は、募集要項に記載したほうが良いかと思いましたがいかがでしょうか。

宮井高齢者支援GL

他にも保守点検業務がありますので、警備業務のみ金額を記載する予定は特にありません。

石川委員

保守点検に係る業務委託は、原則毎年更新ですか。

宮井高齢者支援GL

その点については確認させていただきます。

石川委員

よろしく願います。

つづいて、4ページの(9)ウの備品の管理についてですが、添付書類の資料3を見ると、三浦市社会福祉協議会からの使用貸借の記載があります。これらの備品は、実務上、指定管理者が修繕等の費用負担をするのでしょうか。

宮井高齢者支援GL

軽微なものについては指定管理者が負担し、それ以外については市が負担することを想定しています。

石川委員

社会福祉協議会から使用貸借した備品も、市の所有する備品と同様の取り扱いをするということですか。

宮井高齢者支援GL

そのとおりです。

さきほどの保守点検に係る業務委託は、原則5年間の契約になります。

石川委員

わかりました。質問は以上です。

川松委員長

他にご意見等ございませんか。

中村委員

前回の募集要項から変更された箇所はありますか。

宮井高齢者支援GL

資料2の施設保守管理業務で、一部変更があります。前回までセンターチリニングユニットの保守点検業務について記載をしていましたが、当該機器が故障しており当面修理する見込みもないことから、今回の募集要項には記載していません。センターチリニングユニットとは、空調を管理する機器のことです。

現在は、各部屋にエアコンを設置するなどの対応をしています。

中村委員

わかりました。

大木委員

よろしいですか。今回、プロポーザル方式で指定管理者を選定するかと思いますが、応募事業者が1社だった場合、そのまま指定管理者が決まるのでしょうか。

浜脇高齢介護課長

応募事業者が1社であってもプロポーザルを行い、その結果基準点を下回るようであれば、その応募事業者は候補者として指定されません。

川松委員長

他にございますか。

浜脇高齢介護課長

1点確認がございます。募集要項の9ページ及び10ページに提出書類について記載しております。各提出書類の「部数」の記載について、下線を引く、太字にするなど、部数を強調したいと考えています。これは、部数を間違えて提出されますと、選定手続に大きな支障をきたす恐れがあるため、修正をしたいと考えています。

川松委員長

わかりやすくするということですね。わかりました。

他にございませんか。なければ、さきほどの説明のとおり修正し、三浦市老人福祉保健センターの募集要項としてよろしいでしょうか。

また、提案上限額については、事務局の説明のとおり、後日、各委員に上限額を提

示し承認をいただいた後に上限額とすることとしてよろしいでしょうか。

《異議なし》

川松委員長

それでは、三浦市老人福祉保健センターの募集要項といたします。

次に、三浦市火葬場について、市民サービス課より説明をお願いします。

高梨市民サービス課長

それでは、三浦市火葬場指定管理者募集要項（案）にそってご説明いたします。表紙をおめくりいただき、1ページをご覧ください。

まず、1 基本的な運営方針ですが、ご存じのとおり、三浦市火葬場は相当に古い施設でございます。平成7年度に大規模な改修工事を行ったあとは毎年度少しずつ補修を行いながら現在に至っております。

2 施設の概要でございます。(1)から(7)まで、施設の情報を記載しております。(5)の火葬件数ですが、年間で約750件から800件程度の件数となっております。

次の、3 指定管理者が行う業務は、三浦市火葬場条例に基づく業務でありまして、主に、火葬に関する業務や火葬場の管理運営であります。

続きまして、4 指定管理業務に要する経費です。

(1) 指定管理料のAの上限額ですが、お手元の資料では空欄になっておりますが、その後金額が決定しております。上限額は59,293千円でございます。今後、議会で議決をいただき、債務負担行為を設定したのち、この金額の範囲内で、年度ごとの支払額や支払いの時期等について、年度協定の中で決定していくこととなります。

(2) の利用料金制では、火葬1体当たりの利用料金を設定し、その利用料については指定管理者の収入とすることを定めています。

(3) 指定管理料の精算では、剰余金について、原則、精算による返還は求めないものの、極めて多額になった場合には協議の上、一定の金額を納付していただくこととしています。

次の(4) 残骨灰処理業務による利益、こちらは今回新たに追加しております。残骨灰とは、ご遺体を火葬したのち、形が残っている焼骨や副葬品などをご遺族に引き渡したあとに残る、微細な焼骨や灰などですが、その中には、故人が身に付けておられた金歯ですとかチタンですとかの有価物もごく少量、混ざっております。これまでは、残骨灰の処理については、指定管理業務の一つとして、“適切に処理する”とだけ定めておりまして、資源物の処理については明確にはしておりませんでした。昨今、金相場が上昇していることや、残骨灰を売却することで歳入を確保する自治体が増えてきている状況を鑑みまして、今回より、残骨灰を適正に処理する上で、資源物から得た利益がある場合にはそれを明らかにして、市へも一定の割合で納入していただくことにしております。なお、その額や納付時期等については年度協定の中で定めるこ

ととしております。ほかには、管理口座や指定管理料に含まれる経費について明記しております。

次の5 指定の期間ですが、高齢介護課と同じ、令和5年4月1日から5年間でございます。

6 管理の基準等は、さきほどの高齢介護課とほぼ同様の内容となっておりますので詳細は割愛させていただきますが、(10)から(12)までは火葬場独自に定めておりました、業務遂行にあたっての金品の授受の禁止や、防災対策等・職員配置について、明記しております。

7 リスク分担、8 応募資格、9 応募の手続きにつきましては、こちらも高齢介護課と同様でございますが、9の(3)、説明会につきましては9月14日(水)の午前10時から三浦市火葬場において、施設の説明をしながら行う予定であります。また、質問事項については9月20日(火)までの受付としております。

10 選定方法では、(1)の選定基準で、アからオまでの項目にかかる配点を設定しておりますが、その中のエの施設の効用を最大限に発揮しつつ、管理にかかる経費の縮減を図ることにつきましては、火葬場施設という特性を考慮し、配点を若干減らしまして、その分をイの個人情報保護やトラブル対策、ウの相当の知識経験を有する人材の確保の項目に加算しております。

次に、11 決定までのスケジュールは記載のとおりでございます。それ以降につきましては、さきほどの説明とほぼ同様でございますので、割愛とさせていただきます。

説明は以上でございます。

川松委員長

説明は終わりました。

ただ今、担当課から説明いただきましたが、委員のみなさん、何かご意見等ございましたら、お願いいたします。

石川委員

例えば、火葬場の設備に緊急を要する故障があった場合、その費用は指定管理者が負担するのでしょうか。

高梨市民サービス課長

7ページのウの事業計画書の中で、a 指定管理者としての基本姿勢で、「防犯・防災・トラブル対策の考え方と取組みについて」を記載しています。基本的には指定管理者から提案してもらい、その後協議をしていくこととなります。

川松委員長

他にご意見等ございますか。

中村委員

今回新たに追加した、残骨灰処理業務による利益についてですが、具体的に残骨灰をどのように資産化していくのでしょうか。

高梨市民サービス課長

残骨灰とは、焼骨、遺灰、有価物の3種類が合わさったものをいいます。まず、残骨灰をそれぞれその3種類に選別していきます。焼骨については、きちんと吊って燃るべきところに納めます。灰については、無害化し、適正な処理をします。そうして残った資源物が有価物となります。

おそらく現在の指定管理者についても、有価物があった場合は、売却し利益を得ていたことと思いますが、これまでそこについてはっきりしていなかったので、今回の募集要項では明記するに至りました。

中村委員

これまで資産化した事例があるということですね。

高梨市民サービス課長

はい。

現在の指定管理者からは、資産化があった場合、市に対して寄附をしていただくこともあります。

大木委員

1点質問があります。昭和9年に稼働を開始し、既に80年以上が経過しておりますが、施設に何か支障等がありますか。

高梨市民サービス課長

火葬炉については、年数も経過しておりますので、特に気にしております。定期的に細かくメンテナンスし、また、火葬炉のメーカーにも確認いただいております。

一瀬市民相談GL

火葬炉について補足です。現在の火葬炉は、平成5年に入れ替えをしておりますので、現在に至るまで約29年経過しております。他の自治体ですと、15年から20年程度で火葬炉の入れ替えを行っていますが、本市の厳しい財政状況を考慮し、本市では現在の火葬炉をできるだけ長く使用する方針としております。今回の募集要項では、火葬炉の延命を図るということで、市が指定する火葬炉メーカーにより保守点検を行うことと明記しております。

川松委員長

他にございませんか。なければ、担当課（案）のとおり三浦市火葬場の募集要項と

してよろしいでしょうか。

《異議なし》

川松委員長

それでは、三浦市火葬場の募集要項といたします。
以上、本日予定していた議題については、終了いたしました。
その他、委員のみなさんから何かございますか。

(特になし)

川松委員長

事務局から何かございますか。

浜脇高齢介護課長

今後のスケジュールについて説明いたします。
募集要項の配布及び申請期間については、先ほどの施設ごとの説明のとおりです。
応募事業者の応募資格の確認は、各担当課で行います。
第2回選定委員会については、10月上旬を予定しております。応募事業者数が多く、1日での審査が難しい場合には第3回選定委員会を行う場合もあります。
なお、第2回選定委員会における応募事業者によるプレゼンテーション及び質疑応答については、企業のノウハウに関する情報を、また、応募事業者に対する審査及び採点については選定委員会において応募事業者の評価を行うもので、公開することにより信用上不利益を与える情報を含むものであります。
これらは、三浦市情報公開条例第5条第2号に規定する法人に関する非公開情報として同条例第18条第3号に該当するため、同条ただし書の規定により、委員会の承認を得て、非公開としたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

川松委員長

ただ今、事務局から説明がありましたが、委員のみなさんいかがでしょうか。

《異議なし》

川松委員長

それでは、事務局の説明のとおり非公開といたします。また、スケジュール等についてもよろしく申し上げます。
それでは、以上をもちまして、令和4年度第1回三浦市社会福祉施設指定管理者選定委員会を閉会といたします。お疲れ様でした。